



国民年金のお知らせ

▶問い合わせ 市民課 ☎73-3005 善通寺年金事務所 ☎0877-62-1662

ご存知ですか? 国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受け取るためには保険料の納付期間や保険料の免除期間等が原則として25年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます(ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた人に限られます)。また、海外に在住する日本国籍を持つ人も、国民年金に任意加入することができます。

「付加保険料」の納付のすすめ

月々の定額保険料に月額400円の付加保険料をプラスして納付すると、将来の老齢基礎年金に付加年金を上乗せして受け取ることができます。付加年金の額は、「200円×付加保険料納付月数」で計算されます。付加保険料を納めることができるのは、

第1号被保険者および任意加入被保険者(60歳以上65歳未満)です。付加保険料の納付は、申し込んだ月分からとなり、国民年金基金に加入中の人は、付加保険料を納付することはできません。

2年以上受給すると支払った付加保険料以上の付加年金が受け取れるので、お得です。なお、付加年金は、老齢基礎年金と合わせて受給できる終身年金ですが、定額のため物価スライド(増額・減額)はありません。老齢基礎年金と合わせて支給されるため、繰上げまたは繰下げ支給をしたときには、老齢基礎年金と同じ割合で減額または増額されます。

希望する人は、年金手帳と印鑑を持って、市民課または各支所でお申し込みください。【注意】

付加保険料の納期限は、翌月末日です。納期限を超過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます。付加保険料の納付をやめる場合は、付加保険料納付辞退申出書の提出が必要となります。

学生のための知っておきたい年金のはなし

加入の手続き方法は?
A 20歳の誕生日の前月に日本年金機構から送付される「国民年金資格取得届」に必要事項を明記し、市民課または各支所、もしくは善通寺年金事務所に提出してください。

後日「年金手帳」が届きます。年金手帳は保険料納付の確認や将来年金を受け取る際に必要ですので、大切に保管してください。

もし保険料を支払えないときは?

A 学生は「学生納付特例制度」など保険料の支払いを猶予する制度があります。特例制度の承認を受けている期間は、保険料を納めた期間と同様に障がい基礎年金の要件の対象期間になるので、万が一のときにも安心です。市民課または各支所です必ず手続きをしましょう。

また、学生納付特例が承認された期間の保険料は、10年以内であれば、古い期間から順にさかのぼって納めること(追納)ができます。追納した期間は、保険料を全額納付した場合と同じになります。

社会保険労務士による無料年金相談

日時 9月10日(水) 午前10時~午後3時
場所 三豊市役所西館
持参品 年金手帳、年金証書、振込通知書などのほか、相談者本人であることが確認できるもの。代理人が来る場合は、委任状および依頼を受けた本人であることが確認できるものが必要です。
▼問い合わせ 街角の年金相談センター 高松(オフィス) ☎087(811)6020

じんけん探訪38

疑似体験で高齢者の身体状況を理解する

聞こえづらく見えづらい

かがわ健康福祉機構によると、80歳を越えると身体機能に次のような特徴が見られます。▽視力も明るさ感も衰え、60歳なら20歳の人より約3倍明るくする必要があり▽80歳以上は9割以上が白内障になる▽カ行・サ行・タ行・ハ行の発音が特に聞き取りにくく、ゆっくり語りかける必要がある▽筋肉量は20歳の4分の1に、関節の動く範囲も低下し、立ったりしゃがんだりするのが困難になる▽指先の動きが低下して細かな作業に時間がかかる▽感覚が鈍くなつて火傷をする場合もある▽体温



管理がうまくできなくなり風邪をひきやすくなる、などです。

特殊メガネで視野狭窄などを体験

高齢者の身体状況を正確に知るには「高齢者疑似体験」が効果的です。市社会福祉協議会では、福祉体験を行う団体に高齢者疑似体験キットを無料で貸し出していきます。キットを装着して次の体験ができます。

▽特殊なゴーグルで周囲が見えにくい白内障特有の視野狭窄の体験▽ヘッドホンをかけて「耳がとおい」老人性難聴の体験▽ウエイト(おもり)を手足につけ、手足の筋力が低下した状態の体験▽サポーターをひじや膝につけて、ひじや膝が曲がりにくい状態や前かがみになりやすい状態の体験▽手袋を着用して物をつかみにくい状態の体験など、ができます。

高齢者の身体状況を理解すれば、配慮の心も芽生えます。

▼問い合わせ 人権課 ☎73・3008 市社会福祉協議会 ☎63・1014

文化財を訪ねて53

大塚古墳

(昭和46年5月1日 市指定史跡)

大塚古墳は豊中町上高野にある円墳で、すぐ近くには妙音寺があります。5月に行った発掘調査で、古墳のまわりには「埴輪」が、斜面には「葺石」とよばれる石積みみが確認されました。埴輪といっても馬や人をかたどったものではなく、円筒埴輪とよばれる筒状の埴輪です。この埴輪から、古墳が造られたのは約1600年前の西暦400年代であることが分かりました。

埴輪の設置の仕方は、当時、多くの古墳が築かれた「百舌鳥古墳群」(現・大阪府堺市)の古墳ととてもよく似ているため、近畿からの何らかの影響が伺えます。三豊市・観音



葺石検出状況



埴輪検出状況

寺市の古墳は、九州の古墳と石室などの構造がよく似ているものが多いのですが、大塚古墳やその近くにある延命古墳は近畿の古墳とよく似ています。大塚古墳は、九州の文化が根付いていた三豊市に近畿の文化が伝わったことを示す古墳といえそうです。

大塚古墳が築かれてから約200年後、古墳を造るのをやめてお寺が築かれるようになります。近くにある妙音寺は県内で最も古いお寺です。いち早く時代の流れにのってお寺を築くことができた人物は、都がある近畿地方と何らかのパイプがあったはず。そのパイプのきっかけを作ったのが、大塚古墳に眠る人物かもしれません。

葺石は保存のため、埋め戻しましたが、埴輪は取り上げて整理中です。今後、一般公開する予定です。

▼問い合わせ 生涯学習課 ☎62・1113